

税関様式 B 第 1390 号

平成 年 月 日

第 号

処 分 通 知 書

殿

税 関 長

通関業法第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり処分します。

記

1. 処分の内容

2. 理 由

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。